

第 7 4 6 号  
平成28年 9月10日 発行

# 天理市公報

発行 天 理 市  
編集 総務部総務課

## 目 次

告 示	番号	頁数
・ 放置自転車等の保管について	279	1
・ 放置自転車等の保管について	280	2
・ 放置自転車等の保管について	281	2
・ 放置自転車等の保管について	282	3
・ 抑留犬の公示について	283	3
・ 放置自転車等の保管について	284	3
・ 大和都市計画生産緑地地区の変更について	285	4
・ 放置自転車等の保管について	286	4
・ 放置自転車等の保管について	287	4
・ 放置自転車等の保管について	288	5
・ 放置自転車等の保管について	289	5
・ 放置自転車等の保管について	290	6
・ 放置自転車等の保管について	291	6
・ 放置自転車等の保管について	292	7
・ 放置自転車等の保管について	293	7
・ 放置自転車等の保管について	294	7
・ 放置自転車等の保管について	295	8
・ 放置自転車等の保管について	296	8
・ 放置自転車等の保管について	297	9
・ 大和都市計画道路の変更について	298	9
・ 放置自転車等の保管について	299	9
・ 放置自転車等の保管について	300	10
・ 平成28年第3回天理市議会定例会の召集について	301	10
・ 公示送達について	302	10
・ 放置自転車等の保管について	303	10
・ 放置自転車等の保管について	304	11
・ 公示送達について	305	11

・ 放置自転車等の保管について	306	11
・ 放置自転車等の保管について	307	12
・ 放置自転車等の保管について	308	12
・ 都市計画案の縦覧について	309	13
・ 放置自転車等の保管について	310	13
・ 放置自転車等の保管について	311	13
・ 放置自転車等の保管について	312	14

公 告	番号	頁数
・ 国土調査による地図及び簿冊の作成について	40	14
・ 農用地利用集積計画について	41	15

教育委員会	番号	頁数
・ 定例教育委員会の招集について	12	15

農業委員会	番号	頁数
・ 農業委員会の招集について	9	15

選挙管理委員会	番号	頁数
・ 選挙人名簿及び在外選挙人名簿に登録をした者の氏名を記載した書面の縦覧場所について	18	15
・ 選挙権を有する者の直接請求に必要な選挙人の数について	19	15

公営企業	番号	頁数
・ 天理市指定下水道工事店の指定について【公告】	28	16
・ 天理市指定下水道工事店の指定について【公告】	29	16

## 告 示

(平成28年 8月 8日 掲示済)

天理市告示第279号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年 8月 8日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成28年 8月 8日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成28年 8月 8日から平成28年10月 7日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
  - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- 6 返還時に必要なもの
  - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
  - (2) 移動・保管費用（1台につき）
    - ア 移動費 2,050円
    - イ 保管費 1,020円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 7 連絡先  
天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778  
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

（平成28年 8月 9日 揭示済）

天理市告示第280号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年 8月 9日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成28年 8月 9日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成28年 8月 9日から平成28年10月 8日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- （以下 略）

（平成28年 8月10日 揭示済）

天理市告示第281号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年 8月10日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日

平成28年 8月10日

- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成28年8月10日から平成28年10月9日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年 8月12日揭示済)

天理市告示第282号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年 8月12日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成28年 8月12日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成28年8月12日から平成28年10月11日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年 8月15日揭示済)

天理市告示第283号

抑留犬の公示

狂犬病予防法第6条第8項（第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公示する。

平成28年 8月15日

天理市長 並 河 健

保護日時 平成28年 8月15日

保護場所 天理市別所町

種類 雑種

性別 雌

毛色 黒茶

体格 中

首輪 有（赤色）

その他、特徴 無

犬の所有者は、郡山保健所（Tel51-0193）へ返還請求の手続をしてください。

(平成28年 8月15日揭示済)

天理市告示第284号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成28年 8 月15日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成28年 8 月15日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町6 7 1番地 1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成28年 8 月15日から平成28年10月14日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年 8 月16日揭示済)

天理市告示第2 8 5号

大和都市計画生産緑地地区を変更するため、都市計画法（平成43年法律第1 0 0号）第21条第 2 項において準用する、第19条第 1 項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を天理市建設部まちづくり計画課において公衆の縦覧に供します。

平成28年 8 月16日

天理市長 並 河 健

面積	備考
約64. 36ha	地区数3 0 9か所

(平成28年 8 月16日揭示済)

天理市告示第2 8 6号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成28年 8 月16日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成28年 8 月16日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町6 7 1番地 1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成28年 8 月16日から平成28年10月15日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年 8 月16日揭示済)

天理市告示第2 8 7号

平成28年 9 月10日 土曜日

天理市公報

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成28年 8 月16日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成28年 8 月16日
  - 3 移動対象区域  
天理市柳本町1308番地 3 先放置禁止区域外
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町6 7 1番地 1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成28年 8 月16日から平成28年10月15日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年 8 月17日揭示済)

天理市告示第2 8 8号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成28年 8 月17日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成28年 8 月17日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町6 7 1番地 1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成28年 8 月17日から平成28年10月16日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年 8 月18日揭示済)

天理市告示第2 8 9号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成28年 8 月18日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成28年 8 月18日
- 3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

- 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成28年8月18日から平成28年10月17日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年 8月19日 掲示済)

天理市告示第290号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年 8月19日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成28年 8月19日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成28年8月19日から平成28年10月18日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年 8月22日 掲示済)

天理市告示第291号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年 8月22日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成28年 8月22日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成28年8月22日から平成28年10月21日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年 8 月23日 掲示済)

天理市告示第292号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年 8 月23日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成28年 8 月23日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成28年 8 月23日から平成28年10月22日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年 8 月23日 掲示済)

天理市告示第293号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年 8 月23日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成28年 8 月23日
  - 3 移動対象区域  
天理市守目堂町84番地1先放置禁止区域外
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成28年 8 月23日から平成28年10月22日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年 8 月23日 掲示済)

天理市告示第294号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年 8 月23日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、な

お一定期間放置されていたため。

- 2 移動日  
平成28年8月23日
  - 3 移動対象区域  
天理市嘉幡町673番地1先放置禁止区域外
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成28年8月23日から平成28年10月22日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年8月23日揭示済)

天理市告示第295号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年8月23日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成28年8月23日
  - 3 移動対象区域  
天理市嘉幡町180番地先放置禁止区域外
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成28年8月23日から平成28年10月22日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年8月24日揭示済)

天理市告示第296号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年8月24日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成28年8月24日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間



平成28年 8 月24日から平成28年10月23日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年 8 月25日 掲示済)

天理市告示第297号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成28年 8 月25日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成28年 8 月25日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地 1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成28年 8 月25日から平成28年10月24日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年 8 月26日 掲示済)

天理市告示第298号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第19条第 1 項の規定により、大和都市計画道路を変更したので、同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成28年 8 月26日

天理市長 並 河 健

1. 変更に係る都市計画の種類及び名称並びに都市計画を定める土地の区域

種類及び名称	土地の区域
大和都市計画道路 3 ・ 5 ・ 408号線兜塚山辺線	天理市柳本町

2. 都市計画の縦覧場所 天理市建設部まちづくり計画課

(平成28年 8 月26日 掲示済)

天理市告示第299号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成28年 8 月26日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成28年 8 月26日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地 1  
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年8月26日から平成28年10月25日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年8月29日揭示済)

天理市告示第300号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年8月29日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成28年8月29日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年8月29日から平成28年10月28日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年8月30日揭示済)

天理市告示第301号

平成28年第3回天理市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成28年8月30日

天理市長 並 河 健

記

1 期 日 平成28年9月6日

2 場 所 天理役所議事場

(平成28年8月30日揭示済)

天理市告示第302号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者からの交付の申出があればいつでも交付する。

平成28年8月30日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

(平成28年8月30日揭示済)

天理市告示第303号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年 8 月30日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成28年 8 月30日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成28年 8 月30日から平成28年10月29日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年 8 月31日揭示済)

天理市告示第304号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年 8 月31日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成28年 8 月31日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成28年 8 月31日から平成28年10月30日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年 9 月1日揭示済)

天理市告示第305号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者からの交付の申出があればいつでも交付する。

平成28年 9 月1日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、揭示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

(平成28年 9 月1日揭示済)

天理市告示第306号

天理市自転車等駐車場条例（平成13年9月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年9月1日

天理市長 並 河 健

- 1 撤去理由  
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 撤去日  
平成28年8月31日
- 3 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成28年9月1日から平成29年2月28日まで
  - (2) 返還時間  
自転車等駐車場の営業時間
- 4 返還時に必要なもの
  - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
  - (2) 延滞期間に応じた駐車料金
- 5 連絡先  
ミディ総合管理（株） 電話 06-4399-9088  
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

（平成28年9月1日揭示済）

天理市告示第307号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年9月1日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成28年9月1日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成28年9月1日から平成28年10月31日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- （以下 略）

（平成28年9月1日揭示済）

天理市告示第308号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年9月1日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日  
平成28年9月1日
- 3 移動対象区域  
天理市石上町575番地1先放置禁止区域外

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年9月1日から平成28年10月31日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年9月2日揭示済)

天理市告示第309号

○都市計画の案の縦覧

大和都市計画道路を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する第17条第1項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。

平成28年9月2日

天理市長 並 河 健

1. 変更に係る都市計画の種類及び名称並びに都市計画を定める土地の区域

種類及び名称	都市計画を変更しようとする土地の区域
大和都市計画道路3・4・406号田櫨本線	天理市東井戸堂町

2. 都市計画の案の縦覧場所

天理市建設部まちづくり計画課

3. 縦覧期間

平成28年9月2日（金）から平成28年9月16日（金）まで

4. 意見の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書一通を市長宛てとし、天理市建設部まちづくり計画課に平成28年9月16日（金）まで提出してください。（郵便の場合は当日必着）

(平成28年9月2日揭示済)

天理市告示第310号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年9月2日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成28年9月2日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年9月2日から平成28年11月1日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年9月5日揭示済)

天理市告示第311号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年9月5日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成28年9月5日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成28年9月5日から平成28年11月4日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年9月5日揭示済)

天理市告示第312号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年9月5日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成28年9月5日
  - 3 移動対象区域  
天理市田井庄町718番地先放置禁止区域外
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成28年9月5日から平成28年11月4日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

## 公 告

(平成28年8月10日揭示済)

天理市公告第40号

天理市九条町地域内の土地について、国土調査法（昭和25年法律第180号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

平成28年8月10日

天理市長 並 河 健

記

1. 地図及び簿冊の名称 天理市九条町地籍図原図 天理市九条町地籍簿案
2. 閲覧期間 平成28年8月12日（金）から平成28年8月31日まで 20日間（上記期間の内、8月13日（土）・8月20日（土）・8月21日（日）・8月27日（土）の土曜日、日曜日については閲覧業務を行わない）
3. 閲覧日時 8月12日（金）～8月31日（水）午前9時～午後4時まで  
閲覧場所 天理市役所3階監理課地籍調査係

ただし、閲覧機関のうち下記の日程においては、記載の閲覧時間及び会場にて行う

月・日（曜日）	閲覧時間	会場
8月12日（金）	午後3時～午後8時まで	九条町公民館
8月14日（日）	午前9時～午後4時まで	九条町 筑紫公民館
8月17日（水）	午後3時～午後8時まで	九条町 横広公民館
8月28日（日）	午前9時～午後4時まで	天理市役所1階131会議室

4. 閲覧の結果、誤り等があると認められた場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行ったものに対し、訂正の申出をすることができる。
5. 誤り等訂正の申出は、書面によることとなっているので、各自印章を持参すること。
6. 誤り等訂正の申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。

(平成28年9月1日揭示済)

天理市公告第41号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成28年9月1日

天理市長 並 河 健

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

## 教育委員会

(平成28年8月29日揭示済)

天教告示第12号

平成28年9月1日午前10時から9月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成28年8月29日

天理市教育委員会

教育長 森 継 隆

## 農業委員会

(平成28年8月24日揭示済)

天農委告示第9号

平成28年9月7日午後2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

平成28年8月24日

天理市農業委員会

会長 藏 本 純 次

議案第1号 農地法第3条に関する申請について

議案第2号 その他

①市街化区域の専決処分について（報告）

②相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について

## 選挙管理委員会

(平成28年8月18日揭示済)

天選告示第18号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により、平成28年9月3日から同月7日までの間、縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名及び住所等を記載した書面並びに在外選挙人名簿に登録した者の氏名及び経由領事官の名称等を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

平成28年8月18日

天理市選挙管理委員会

委員長 堀 内 靖 介

縦覧場所 天理市川原城町605番地 天理市役所内 天理市選挙管理委員会事務局

(平成28年9月2日揭示済)

天選告示第19号

平成28年9月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第

1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成28年 9 月 2 日

天理市選挙管理委員会  
委員長 堀内 靖介

50分の1の数 1,093人  
6分の1の数 9,104人  
3分の1の数 18,208人

## 公営企業

(平成28年 8 月17日 掲示済)

天理市上下水道局公告第28号

天理市指定下水道工事店の指定について

平成28年 8 月17日付をもって下記の者を天理市指定下水道工事店として指定したので公告する。

平成28年 8 月17日

天理市上下水道事業管理者  
藤田 俊史

天理市指定下水道工事店

商号 (有) シラキ設備

代表者 白記 秀好

住所 奈良県北葛城郡広陵町南郷243

(平成28年 8 月24日 掲示済)

天理市上下水道局公告第29号

平成28年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年 3 月天理市条例第 1 号）第 7 条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成28年 8 月24日

天理市上下水道事業管理者  
藤田 俊史

### 記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域（町名）
天理北第9処理分区	田町の一部